



KANAGAWA

神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部生活支援課

## 「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」

(2019年度～2023年度)

2019年3月

## 目 次

第1 計画の基本的考え方.....	1
1 経過と改定の趣旨 .....	1
2 実施計画の位置付け .....	1
(1) 実施計画の性格 .....	1
(2) 計画期間 .....	1
第2 現状.....	2
1 県内のホームレスの現状 .....	2
(1) ホームレスの数 .....	2
(2) ホームレスの生活実態.....	3
2 県のホームレス施策の現状.....	8
第3 ホームレス自立支援施策の推進方策.....	9
1 基本的考え方 .....	9
(1) 基本目標 .....	9
(2) 重視すべき視点 .....	9
2 重点方策 .....	10
(1) ホームレスの人権擁護と地域の理解と協力.....	10
(2) ホームレスとなることを未然に防止するための対応.....	10
(3) 包括的な相談及び支援体制の確保.....	11
(4) 緊急援助及び生活保護法による保護の実施.....	12
(5) 安定した居住場所の確保.....	13
(6) 保健及び医療の確保 .....	14
(7) 就業機会の確保 .....	14
第4 ホームレス自立支援施策の推進体制.....	16
1 県・市町村・民間団体の役割、連携・協働及び地域住民の役割.....	16
(1) 県・市・町村の役割 .....	16
(2) 民間団体の役割 .....	16
(3) 地域住民の役割 .....	17
2 計画の推進 .....	17
(1) 県庁内の連携 .....	17
(2) 県・市町村の連携 .....	17
(3) 公共施設管理者等との連携 .....	17
(4) 民間団体との連携 .....	17
3 計画に定めた施策の評価 .....	17
参考資料.....	18
1 用語説明.....	18
2 関係法令.....	21
(1) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 .....	21

# 第1 計画の基本的考え方

## 1 経過と改定の趣旨

ホームレスに対する自立の支援に関する取組みについては、2002年8月に施行され10年間の限時法であった「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「ホームレス特措法」という。）が、2012年6月に5年間延長され、2017年6月にはその期間がさらに10年間延長されたことにより、引き続き、都道府県や市町村の責務として、総合的又は地域の実情に応じた施策の推進を図ることとされています。

また、同法では、都道府県や市町村は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要と認めるときは、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）に即し、計画を策定するものとされています。

このため、県では、2004年度に5年間の「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、2009年及び2014年には、この実施計画を改定し、ホームレスの自立の支援等に向けた総合的な施策の推進を図ってきました。

また、2015年4月の生活困窮者自立支援法（以下「困窮者支援法」という。）の施行に伴い、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」においては、困窮者支援法は、ホームレスを含む生活困窮者を対象に包括的な支援を実施するものであるため、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等については、法の趣旨・理念を踏まえつつ、困窮者支援法に基づく事業として実施することとなりました。

この実施計画の計画期間が2019年3月をもって満了となることから、2018年7月に策定された国的基本方針及び困窮者支援法に即し、これまで取り組んできた自立支援施策の実施状況、実態調査結果などを踏まえ、現行の実施計画を改定するものです。

## 2 実施計画の位置付け

### （1）実施計画の性格

この実施計画は、神奈川県内のホームレスの自立の支援等のため、ホームレス特措法第9条第1項に基づき、神奈川県内を対象区域として策定する県の実施計画です。

この実施計画においては、県が、市町村や民間団体等と連携・協働して取り組む目標や取組みを示すとともに、県内の市町村が、地域の実情に応じた取組みを実施していくための指針を示すものです。

なお、2015年9月、ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals 略称SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。日本政府も2016年5月20日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同12月22日には「SDGs実施指針」を策定し、その中で各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励」しています。本計画においても今後、この趣旨を踏まえて取り組みます。

### （2）計画期間

基本方針を踏まえ、2019年度から2023年度までの5年間とします。

## 第2 現状

### 1 県内のホームレスの現状

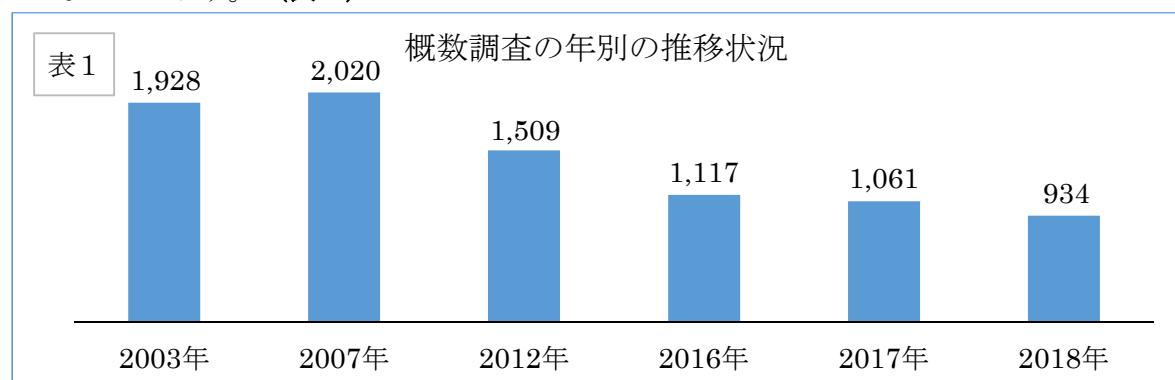
国は、ホームレス特措法及び基本方針に基づき、実施される施策の効果を継続的に把握することを目的に、原則、毎年1月に全国すべての市区町村において、「目視によるホームレスの数の調査」（以下「概数調査」という。）と、特にホームレス数が多い特定の市（区）において、概ね5年毎に「個別面接による聞き取りの生活実態調査」（以下「生活実態調査」という。）を実施しています。

#### （1）ホームレスの数

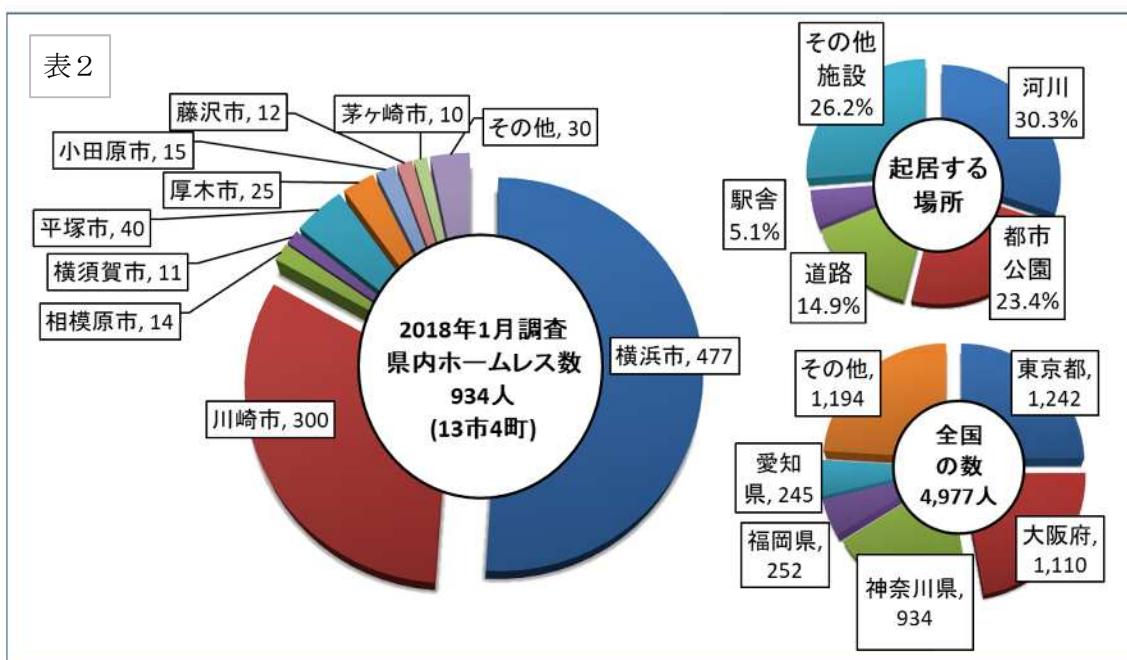
直近の2018年1月の概数調査では、県内33市町村のうち17市町でホームレスが確認され、その数は934人であり、ピーク時の2007年調査の2,020人と比べ、1,086人減少しました。

（表1）

市町村別に見ると、横浜市で477人、次いで川崎市が300人となっており、この両市で県内の83.2%を占めています。起居場所別では、「河川」の割合が最も多い状況です。全国との比較では、神奈川県は、東京都（1,242人）、大阪府（1,110人）に次いで3番目に多い数となっています。（表2）



〔ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）による〕



〔ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）による〕

## (2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、2016年10月、東京都23区、政令指定都市（熊本市を除く。）及び2016年1月調査（概数調査）で30人以上のホームレスが確認された市において、個別面接による生活実態調査が実施されました。

神奈川県では、横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、厚木市の5市で、330人を対象に調査を行いました。（過去には、2003年、2007年、2012年に同様の調査を実施しています。）

### ア 年齢

平均年齢は、62.2歳（2012年調査は59.5歳、2007年調査は57.5歳、2003年調査は55.4歳）となっています。年齢分布については、40歳未満は2.7%、50歳未満では11.2%であり、また55～59歳、60～64歳の割合が減少する一方、65歳以上の割合が増加しており、高齢化の傾向が見られます。（表3）

表3

年齢

	19歳以下	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳以上
■2003年1月	0.0%	0.0%	0.7%	0.3%	3.0%	4.7%	9.7%	23.1%	28.8%	20.1%	8.0%	1.7%	0.0%	0.0%
■2007年1月	0.5%	0.5%	2.0%	0.5%	4.6%	4.1%	5.1%	11.7%	25.4%	19.8%	14.7%	7.1%	2.5%	1.5%
■2012年1月	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	3.1%	5.7%	5.7%	9.5%	18.7%	26.7%	16.8%	8.8%	3.4%	1.1%
■2016年10月	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	1.2%	3.3%	5.2%	9.1%	10.6%	21.9%	23.1%	18.2%	5.5%	0.3%

[ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）による]

### イ 路上（野宿）生活の状況

路上（野宿）生活期間は、10年以上が32.9%（2012年調査は30.0%、2007年調査は17.2%、2003年調査は7.0%）となっており、長期化傾向が見られます。（表4）

さらに、仕事と収入の状況としては、51.8%（2012年調査は52.4%、2007年調査は71.6%、2003年調査は62.9%）の方が収入のある仕事をし、その仕事内容は「廃品回収」が68.9%を占めています。平均的な収入月額は3～5万円未満の割合が35.6%で最も多い状況です。（表5）

表4

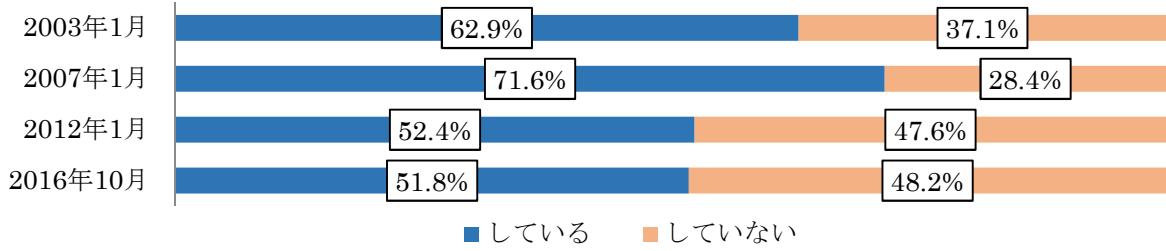
路上（野宿）生活の期間

	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	1年以上 3年未満	6月以上 1年未満	1月以上 6月未満	1月未満
■2003年1月	7.0%	17.9%	18.9%	24.6%	10.0%	15.6%	6.0%
■2007年1月	17.2%	23.9%	14.7%	19.8%	8.6%	11.2%	4.6%
■2012年1月	30.0%	18.4%	13.9%	18.7%	5.6%	6.3%	7.1%
■2016年10月	32.9%	22.3%	10.4%	14.0%	4.9%	11.9%	3.7%

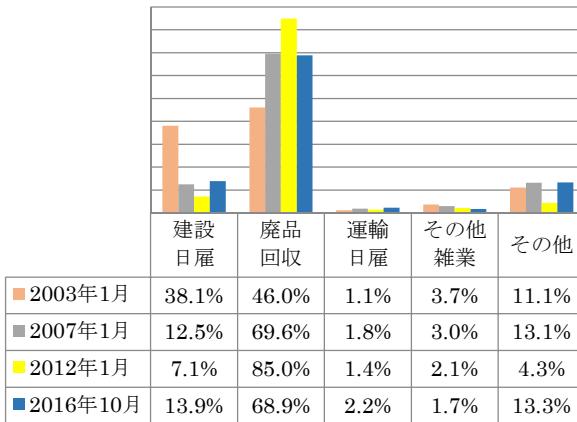
[ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）による]

表5

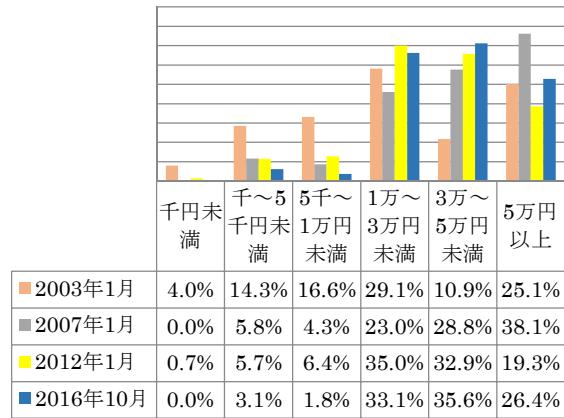
## 仕事をしているか



## 仕事の内容



## 仕事による収入月額



[ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）による]

## ウ 路上（野宿）生活までのいきさつ

路上（野宿）生活の直前の職業としては、「建設、採掘従事者」が50.3%（2012年調査は52.3%、2007年調査は55.7%、2003年調査は58.9%）を占めています。（表6-1）

また、その雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」が37.4%（2012年調査は35.0%、2007年調査は47.9%、2003年調査は30.2%）と最も多く、次いで「日雇」が31.5%（2012年調査は24.8%、2007年調査は22.2%、2003年調査は41.0%）、「臨時・パート・アルバイト」が22.1%（2012年調査は25.6%、2007年調査は18.0%、2003年調査は13.6%）となっています。（表6-2）

路上（野宿）生活前に最も長く従事した職業としては、「建設、採掘従事者」が46.6%（2012年調査は43.1%、2007年調査は45.7%）を占めています。（表6-3）

また、その雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」が47.9%（2012年調査は58.2%、2007年調査は60.4%）と最も多く、次いで「日雇」が25.5%（2012年調査は14.4%、2007年調査は13.7%）、「臨時・パート・アルバイト」が16.1%（2012年調査は13.7%、2007年調査は12.2%）、「自営・家族従事者」が6.4%（2012年調査は10.3%、2007年調査は7.6%）となっています。（表6-4）

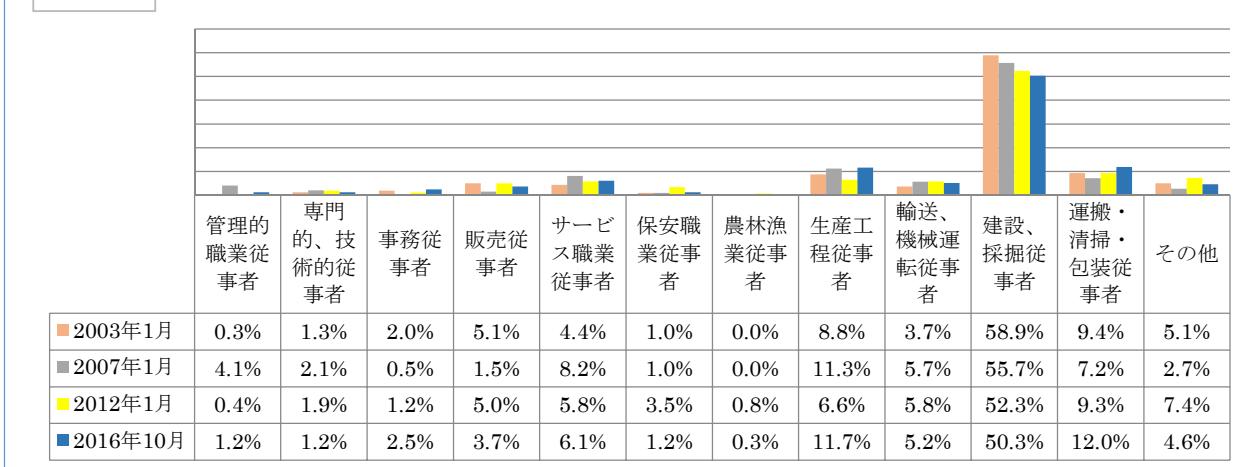
なお、全国の調査結果と比較すると、本県は全国よりも「常勤職員・従業員（正社員）」は7ポイント低く、「日雇」は8ポイント高くなっています。

路上（野宿）生活に至った理由では、33.0%が「仕事が減った」（2012年調査は36.3%）、32.1%が「倒産・失業」（2012年調査は26.2%）、20.0%が「病気・けがや高齢で仕事ができなくなった」（2012年調査は24.0%）、14.2%が「人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた」（2012年調査は21.0%）と回答しており、非自発的な離職も含め、

仕事関連の理由が多くなっています。他にも、「飲酒、ギャンブル」や「家庭内のいざこぎ」など、仕事以外にも様々な理由で路上生活に至っています。（表6-5）

表6-1

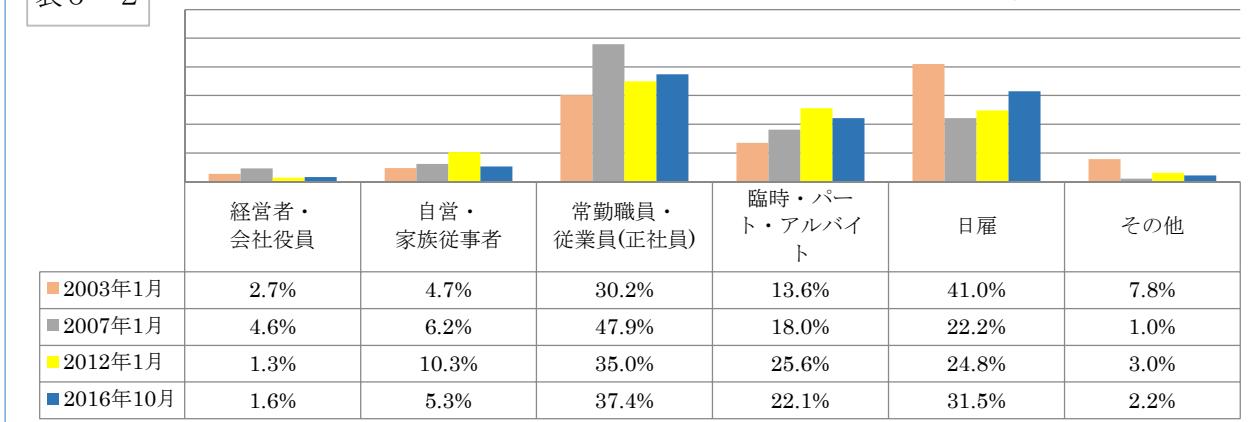
路上（野宿）生活直前の仕事



[ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）による]

表6-2

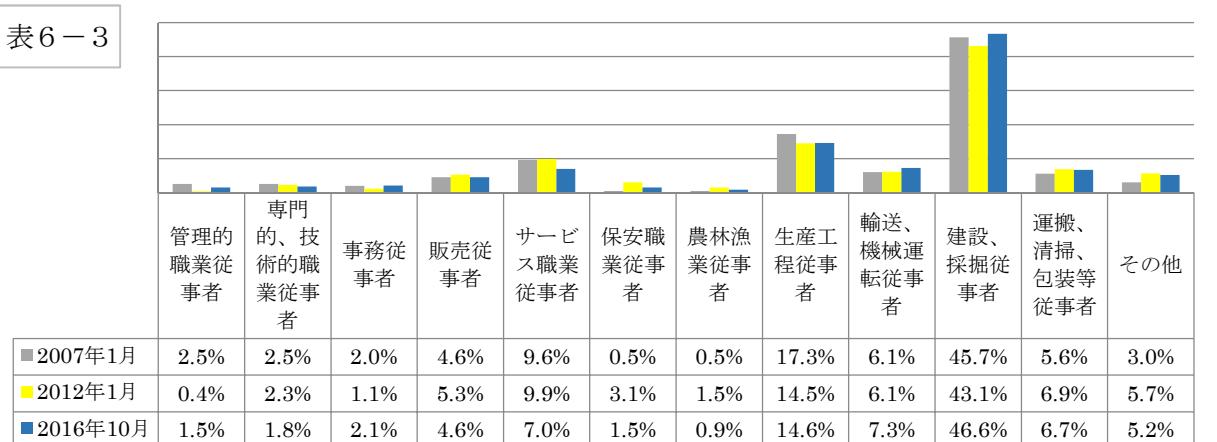
路上（野宿）生活直前に就いていた仕事の従業上の地位



[ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）による]

表6-3

路上（野宿）生活前に最も長く従事した仕事



※2007年以降の調査結果に基づき作成

[ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）による]

表6-4

## 路上（野宿）生活前に最も長く就いていた仕事の従業上の地位

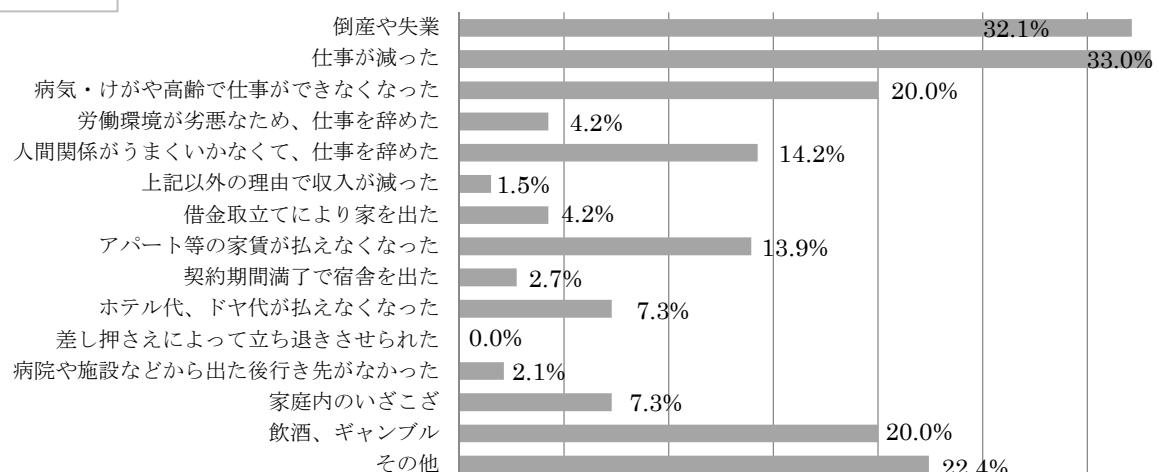
	経営者・会社役員	自営・家族従事者	常勤職員・従業員(正社員)	臨時・パート・アルバイト	日雇	その他
■2007年1月	5.6%	7.6%	60.4%	12.2%	13.7%	0.5%
■2012年1月	1.5%	10.3%	58.2%	13.7%	14.4%	1.9%
■2016年10月	1.5%	6.4%	47.9%	16.1%	25.5%	2.7%

※2007年以降の調査結果に基づき作成

〔ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）による〕

表6-5

## 路上（野宿）生活に至った理由（※複数回答）



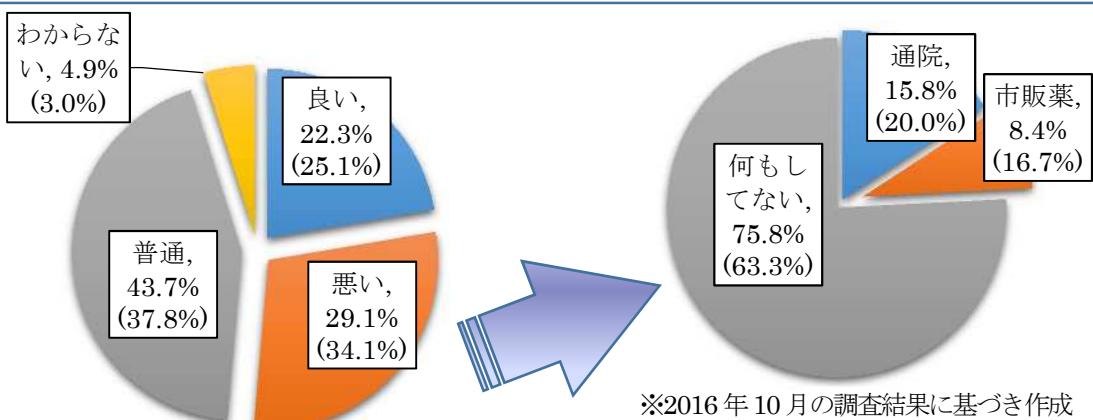
※2016年10月の調査結果に基づき作成

〔ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）による〕

## エ 健康状態

身体の不調を訴えている方が29.1%（2012年調査は34.1%）であり、このうち治療等を受けていない方が75.8%（2012年調査は63.3%）となっています。（表7）

表7



※2016年10月の調査結果に基づき作成

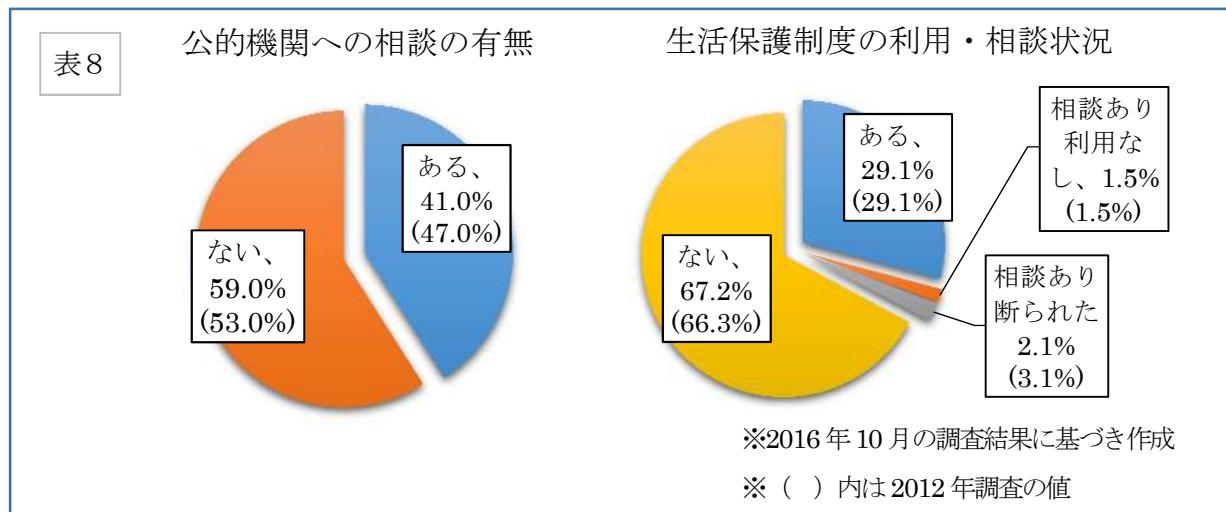
※（ ）内は2012年調査の値

〔ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）による〕

## 才 福祉制度の利用状況

これまで福祉事務所等の公的機関に相談に行ったことがある方は41.0%（2012年調査は47.0%）であり、生活保護を受給したことのある方は29.1%（2012年調査は29.1%）となっており、生活保護制度につながった方でも再路上化に至っている方が一定数存在します。（表8）

表8

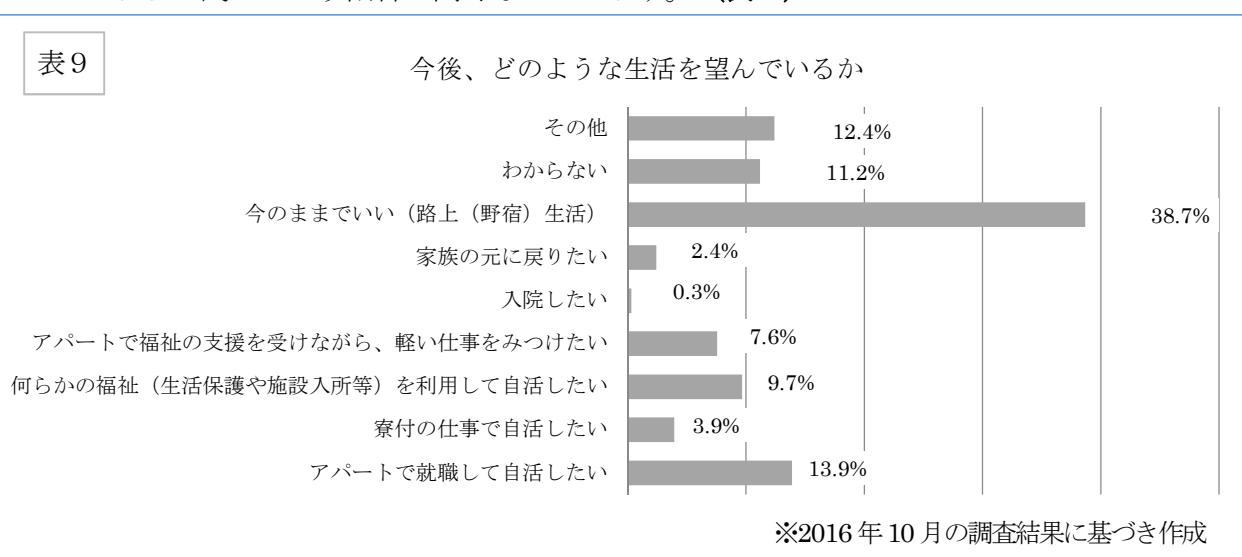


[ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）による]

## カ 自立について

自立に向けた今後の希望としては、「アパートに住み、就職して自活したい」が13.9%（2012年調査は19.2%）、「何らかの福祉（生活保護や施設入所等）を利用して自活したい」が9.7%（2012年調査は11.7%）、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつけたい」が7.6%（2012年調査は12.0%）、「寮付の仕事で自活したい」が3.9%（2012年調査は3.0%）であり、合計して35.1%が自活したいと回答しています。一方で、「今までいい」という方は38.7%（2012年調査は32.3%）となっており、今の暮らしのままで良いという割合が高くなっています。（表9）

表9



[ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）による]

## 2 県のホームレス施策の現状

横浜・川崎市には、県内の約8割のホームレスが集中しており、両市では、独自の取組みを従来から進めています。県においては、政令市と連携を図りながら、政令市以外の県域を中心に、市町村や民間団体と連携しながら、ホームレスの自立支援等の取組みを進めてきました。

2015年4月の困窮者支援法施行に伴い、これまで県域中心に実施していたシェルター事業や相談事業など、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から実施している事業については、同法に基づく事業として実施することとなりました。

この法改正により、各事業の実施主体が福祉事務所設置自治体に変更になり、従前の総合相談事業は「生活困窮者自立相談支援事業」に、シェルター事業は「生活困窮者一時生活支援事業」に変わりました。

困窮者支援法に基づく事業の他、無料低額宿泊所において、福祉事務所やハローワーク、民間団体と連携しながら、就労支援や居宅生活への移行に向けた支援を行っています。

県内のホームレスの数は減少しつつあるとはいえ、なお多数のホームレス（934名）が確認されるとともに、高齢化や路上（野宿）生活の長期化などの傾向が一層顕著となっているのが認められます。

また、路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレス、簡易宿泊所やネットカフェ等の終夜営業の店舗等で寝泊りする等の不安定な居住環境にある層の存在も確認されています。

県や市町村による取組みのほか、民間団体による支援が大きな役割を担い、県・市町村と民間団体との協働の取組みも進んできています。

そこで、こうした実態やこれまで取り組んできた自立支援施策の実施状況や困窮者支援法の趣旨などを踏まえ、引き続き、ホームレスの自立支援に向けた施策を進めていく必要があります。

## 第3 ホームレス自立支援施策の推進方策

### 1 基本的考え方

#### (1) 基本目標

この実施計画は、就業機会や住居の確保、保健・医療など、様々な自立支援の取組みを通して、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方（以下、「ホームレス等」という。）が就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるよう、その自立（※1）を支援していくことを目標（※2）とします。

※1 困窮者支援法においては、本人の状況に応じて、就労による経済的自立だけでなく、社会生活自立や日常生活自立のための支援を行うこととされています。

※2 ホームレス数の減少を直接の目標とするのではなく、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方たちに対する自立支援の取組みを通し、結果的にホームレス数の減少につなげていきます。

#### (2) 重視すべき視点

基本目標を達成して行く上で、次の3つの視点からホームレス等の自立支援に向けた取組みを進めています。

##### ア ホームレスの人権擁護と地域の理解と協力

ホームレス問題を社会全体の問題としてとらえ、ホームレスへの偏見や差別意識を解消し、ホームレスが地域住民の一員として理解されるよう、人権尊重意識の高揚に努めるとともに、地域の理解と協力を得ることが大切です。

##### イ 再び路上（野宿）生活に戻ってしまう「再路上化」の防止、 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方たちへの対応

再路上化を防止するため、生活困窮者一時生活支援事業や無料低額宿泊所の施設を利用する方に対する就労や生活面などの一体的な支援が必要です。また、シェルター等を利用していた方や、単身生活への不安を抱える方で地域社会から孤立している方に対し、訪問による見守りや生活支援等、日常生活を営むための支援が必要です。

ネットカフェ等で寝泊りする不安定な居住環境にある方に対しては、生活困窮者自立相談支援機関や福祉事務所などの支援窓口の周知により、路上（野宿）生活に至る前に支援につなげるなど、未然防止に向けた取組みが必要です。

## ウ 路上（野宿）生活期間の長期化や高齢化など、一人ひとりの実情やニーズに応じた支援

路上（野宿）生活が長期間に及んでいる方に対しては、粘り強い相談活動を通じ、信頼関係の構築を図り、必要な支援の実施に努める必要があります。

高齢者や健康状態の悪い方に対しては、医療機関への受診や社会福祉施設の利用等の支援が必要です。

ホームレスの置かれている状態もそれぞれ異なることから、必要な支援をよく把握した上で、就労、住居、保健・医療など、一人ひとりの実情に応じた支援を行う必要があります。

## 2 重点方策

### （1）ホームレスの人権擁護と地域の理解と協力

ホームレス特措法施行後もホームレスへの偏見や差別意識による地域社会からの排除が発生しています。このため、路上（野宿）生活を余儀なくされているホームレスの置かれている状況やホームレスの自立を社会全体が受け入れ、支援していく必要性について県民の理解を促進するなど、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重意識の高揚を図ります。

（主な取組み）

#### ●ホームレスに対する偏見や差別意識の解消

ホームレスに対する偏見や差別意識をなくすため、「かながわ人権施策推進指針」に基づき、啓発冊子の発行など、各種啓発事業の実施を通じて、人権尊重意識の高揚を図ります。

また、ホームレスの状況をよく知る民間団体等と連携して、地域への理解促進を図ります。

#### ●学校教育や社会教育における人権教育の推進

学校教育においては、児童・生徒がそれぞれの発達の段階に応じて、ホームレスへの偏見や差別意識をなくすため、ホームレスについて正しい理解を深める教育を推進します。また、教職員が人権尊重の理念について正しい認識を持つことができるよう、人権教育の研修会等の充実に努めます。

社会教育においては、ホームレスの人権に関する作品を掲載した啓発資料を作成し、社会教育施設等に配布する等、ホームレスに対する人権尊重意識の高揚を図ります。

### （2）ホームレスとなることを未然に防止するための対応

ホームレスとなることを未然に防止するためには、早い段階での支援が効果的であるため、生活困窮者自立支援制度や生活保護などの制度施策の周知を図り、すみやかに適切な相談窓口につなげるなどの取組みを進めます。

（主な取組み）

#### ●生活困窮者自立支援制度など、就業・就職及び生活の支援施策の情報の周知

就業研修、職業訓練、講習会など就業・就職に向けた支援施策や住居確保給付金、生活福祉資金、生活保護制度など生活の支援施策の情報の周知を図ります。

また、就職相談、労働相談、生活相談などの窓口の業務内容について情報の共有に努めます。

### ●生活困窮者自立相談支援事業等の実施

経済面、健康面や生活上の問題のほか債務整理等の法律的な問題など、多様なニーズに包括的に対応できる相談事業を実施し、ホームレス等が抱える課題解決に向けた支援を行います。

中でも、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援に取り組みます。

また、県及び生活困窮者自立相談支援機関は、生活保護受給者等就労自立促進事業により、ハローワークの就労支援チームと連携し、対象者の就労支援に取り組みます。

### ●生活困窮者一時生活支援事業による衣食住の供与

ホームレス等に対し、一定期間、衣食住の提供により安心して過ごせる居場所を確保します。

### ●生活福祉資金貸付制度の利用促進

県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金貸付制度（総合支援資金、福祉資金、緊急小口資金等）について、利用を促進します。

## （3）包括的な相談及び支援体制の確保

ホームレス等が安定した生活を営めるように、困窮者支援法に基づき、一人ひとりの実情やニーズに応じた包括的な相談支援体制を確保し、路上（野宿）生活が長期間に及んでいる方や高齢の方に十分配慮した支援に努めます。

ホームレスの生活する場所に赴き、現在の状況を把握し、必要な支援につなげられるよう、生活困窮者自立支援制度に基づく巡回相談の実施に努めます。

生活困窮者自立相談支援機関の支援員等、支援する立場の方に対しても研修を行うなど、支援員等の資質の向上を図ります。

（主な取組み）

### ●生活困窮者自立相談支援事業等の実施（再掲）

経済面、健康面や生活上の問題のほか債務整理等の法律的な問題など、多様なニーズに包括的に対応できる相談事業を実施し、ホームレス等が抱える課題解決に向けた支援を行います。

中でも、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援に取り組みます。

また、県及び生活困窮者自立相談支援機関は、生活保護受給者等就労自立促進事業により、ハローワークの就労支援チームと連携し、対象者の就労支援に取り組みます。

### ●生活困窮者自立支援制度に基づく巡回相談の実施

生活困窮者自立相談支援制度に基づき、県は市町村の巡回相談の実施状況を踏まえ、市町村との連携を図りながら、県域全体での巡回相談の実施に取り組みます。

### ●相談支援員等に対する研修の実施

生活困窮者自立支援制度に従事する相談員や職員向けの研修を開催し、生活困窮者の支援に携わ

るスタッフの資質向上とネットワークづくりに取り組みます。

また、研修の中でホームレス支援に関する項目を設け、ホームレスの現状の理解促進や支援体制の充実強化を図ります。

#### (4) 緊急援助及び生活保護法による保護の実施

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活のため、健康状態が悪化している場合があり、病気等により急迫した状態にある方に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講じます。

高齢化により一般就労が困難などの理由で、生活保護を必要とする方に対しては、生活保護制度の目的に則り、適切な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。

緊急的な対応が必要な場合や、直ちに居宅生活を送ることが困難な場合には、生活困窮者一時生活支援事業や無料低額宿泊所を活用した支援を行います。

女性のホームレス等にも対応した安心して過ごせる居場所の確保と生活支援を行います。

（主な取組み）

##### ●緊急に行うべき支援の実施

巡回相談を通じて緊急的な支援を必要とするホームレスの早期発見に努め、発見した場合には関係機関と連携して医療機関への入院など適切な対応を講じます。

##### ●生活困窮者自立相談支援事業等の実施（再掲）

経済面、健康面や生活上の問題のほか債務整理等の法律的な問題など、多様なニーズに包括的に対応できる相談事業を実施し、ホームレス等が抱える課題解決に向けた支援を行います。

中でも、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援に取り組みます。

また、県及び生活困窮者自立相談支援機関は、生活保護受給者等就労自立促進事業により、ハローワークの就労支援チームと連携し、対象者の就労支援に取り組みます。

##### ●生活困窮者一時生活支援事業による衣食住の供与（再掲）

ホームレス等に対し、一定期間、衣食住の提供により安心して過ごせる居場所を確保します。

##### ●生活保護法による保護の実施

生活保護が必要と認められるホームレス等に対する生活保護の適用に当たっては、一人ひとりの状況を踏まえ、状況に即して福祉事務所につなげる支援を行います。

##### ●無料低額診療事業の活用

生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、社会福祉法に基づく無料または低額な料金で診療を行う事業を活用します。

### ●無料低額宿泊所の活用

無料低額宿泊所に対する指導監査の実施と監査結果の公表により、利用者にとってより良いサービスの提供と適正な運営の確保を図るとともに、福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、利用者が再びホームレスとなることを防止し、居宅生活への移行に向けた自立・就労支援を実施します。

2020年4月施行の社会福祉法の改正を踏まえ、最低基準を定め、悪質な事業者に対する規制を強化することで、居住環境等の改善を促進します。

また、2020年4月施行の生活保護法の改正により、単独で居宅生活を送ることが困難な方に対して日常生活上の支援を提供できる事業が創設されることから、国の動向を踏まえ、適切な支援を提供します。

### ●女性保護事業による一時保護・自立支援の実施

女性のホームレス等については、生活困窮者自立相談支援事業等による支援のほか、女性保護事業による一時保護・自立支援を行います。

## (5) 安定した居住場所の確保

ホームレス等の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意で安定した生活を営めるよう、支援することが重要であるため、ホームレス自立支援施策を通じた就労機会の確保等により、自立した日常生活を営むことが可能となった場合や、無料低額宿泊所を活用し、自立した居宅生活が可能となった場合は、福祉事務所等と連携を図りながら、民間賃貸住宅情報の活用などにより、住居への入居支援に努めることで、安定した居住場所の確保に取り組みます。

(主な取組み)

### ●新たな住宅セーフティネット制度の活用

賃貸住宅の家主から、低額所得者（ホームレス含む）等、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（以下「セーフティネット住宅」という）の登録を受け、当該登録情報を広く提供していきます。

### ●民間賃貸住宅の貸主等に対する普及・啓発

民間賃貸住宅に関わる団体と連携し、法の趣旨及び実情等について、貸主等に周知し、自立した日常生活や居宅生活が可能となったホームレス等の入居について、理解と協力を得られるよう普及・啓発を図ります。

### ●民間賃貸住宅情報の活用

セーフティネット住宅のほか、神奈川県居住支援協議会で行っている「かながわあんしん賃貸支援事業」による登録情報を活用し、民間賃貸住宅への入居を促進します。

### ●生活困窮者一時生活支援事業等による生活支援

シェルター等の施設退所者や、地域社会から孤立している方に対する訪問等による見守り・生活支援により、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援（地域居住支援事業）の実施に努めます。

### ●無料低額宿泊所の活用（再掲）

無料低額宿泊所に対する指導監査の実施と監査結果の公表により、利用者にとってより良いサービスの提供と適正な運営の確保を図るとともに、福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、利用者が再びホームレスとなることを防止し、居宅生活への移行に向けた自立・就労支援を実施します。

2020年4月施行の社会福祉法の改正を踏まえ、最低基準を定め、悪質な事業者に対する規制を強化することで、居住環境等の改善を促進します。

また、2020年4月施行の生活保護法の改正により、単独で居宅生活を送ることが困難な方に対して日常生活上の支援を提供できる事業が創設されることから、国の動向を踏まえ、適切な支援を提供します。

## （6）保健及び医療の確保

ホームレスの生活環境は悪く、長期の路上（野宿）生活や高齢により身体の不調を訴えている方も多いことを踏まえ、市町村と連携し、健康状態に不安のあるホームレスの早期把握や保健指導に努めるとともに、治療が必要な場合は、適切な医療が受けられるよう、医療機関での受診につなげます。

また、体調悪化の場合の相談窓口の情報提供により、必要なときにはやかに適切な治療が受けられるよう支援します。

（主な取組み）

### ●健康相談、保健指導等の実施

生活困窮者自立相談支援機関等は、窓口や巡回による相談を通じて、保健所等の保健医療職（保健師等）と連携を図りながら、必要に応じてホームレスに対し健康相談等の医療的な支援を行うとともに、医療機関への受診につなげます。

### ●医療を必要とする方への相談窓口等の情報提供

巡回相談等を通して、病気や怪我等で受診が必要な時に、速やかに医療機関を受診できるよう、相談窓口等についてホームレスに情報提供します。

### ●無料低額診療事業の活用（再掲）

生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、社会福祉法に基づく無料または低額な料金で診療を行う事業を活用します。

## （7）就業機会の確保

国や民間団体との連携・協力を通じて、ホームレス等の雇用に関する事業主等の理解を深めるとともに、個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓、求人情報の収集・提供に努め、雇用の促進を図ります。

無料低額宿泊所を利用している方については、施設職員、福祉事務所やハローワークと連携を図りながら、就労支援に取り組みます。

直ちに常用雇用による自立が困難な方や、一般就労の前に柔軟な働き方をする必要がある方に対しては、生活困窮者就労準備支援事業や認定生活困窮者就労訓練事業を活用し、段階

的に就労支援を行います。

(主な取組み)

#### ●生活困窮者自立相談支援事業等の実施（再掲）

経済面、健康面や生活上の問題のほか債務整理等の法律的な問題など、多様なニーズに包括的に対応できる相談事業を実施し、ホームレス等が抱える課題解決に向けた支援を行います。

中でも、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援に取り組みます。

また、県及び生活困窮者自立相談支援機関は、生活保護受給者等就労自立促進事業により、ハローワークの就労支援チームと連携し、対象者の就労支援に取り組みます。

#### ●国の事業と連携した就労支援

ハローワークによる職業相談、ホームレス就業支援事業、日雇労働者等技能講習事業などの事業と連携して雇用の促進を図ります。

#### ●事業主等の理解の促進と雇用の協力要請

神奈川県ホームレス就業支援協議会を通して、横浜市・川崎市、その他業界団体等と連携・協力し、ホームレス等の雇用に関して事業主等の理解を深めるとともに、就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓により雇用に向けて業界への協力を要請します。

#### ●無料低額宿泊所の活用（一部再掲）

無料低額宿泊所においては、福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、利用者が再びホームレスとなることを防止し、居宅生活への移行に向けた自立・就労支援を実施します。

#### ●就労準備支援事業・認定生活困窮者就労訓練事業の活用

民間団体や社会福祉法人と連携し、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、日常生活自立・社会的自立に関する支援から、一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった就労自立に関する支援まで計画的かつ一貫して提供します。

また、県としては、就労準備支援事業の広域的な実施と就労訓練事業の認定事業所数の増加により、より充実した「中間的就労」の場を提供していくことを目指します。

## 第4 ホームレス自立支援施策の推進体制

### 1 県・市町村・民間団体の役割、連携・協働及び地域住民の役割

県、市町村、民間団体（※）が、それぞれの役割から求められる取組みを進めます。

特に、ホームレス問題は、就労、住居、保健・医療など、多方面にわたる課題であるため、県・市町村をはじめ関係機関相互の連携を強化するとともに、民間団体との連携や協働を図りながら取組みを進めます。

また、誰も排除しない、誰も差別されない、共に生き、支え合う社会づくりの実現のために、地域に暮らす一人ひとりの主体的な取組みを進めます。

※ 民間団体 支援団体、NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人、民生委員・児童委員など

#### （1）県・市・町村の役割

##### （県の役割）

県は、国の基本方針に即して、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、実施計画の策定や市町村間の調整への支援、各種施策に関する情報提供などを行うとともに、ホームレス数が少ないなど、単独で事業を実施するのが難しい自治体と共同で施策を展開するなど、必要に応じて自ら主体となって施策を実施します。

##### （市の役割）

市は、国の基本方針や県の実施計画に即して、必要に応じて実施計画を策定するとともに、その地域の実情を踏まえながら、ホームレス等への各種相談や自立支援事業等の福祉施策だけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレス等の状況に応じた個別的かつ総合的な施策を実施していく役割を担うことが期待されます。

ホームレスが一人も確認されていない市もあるなど、市によって差があり、その状況も異なることから、近隣自治体や県と共同で事業を展開するなど、その実情に応じた対策が求められます。

県内のホームレスが集中する横浜市・川崎市の両政令市では、それぞれ自立支援センターを設置するなど、独自の取組みを進めています。政令市における取組みと、それ以外の市町村の取組みとの連携を図っていくことが必要です。

##### （町村の役割）

ホームレスが一人も確認されていない町村もあるなど、町村によって差があり、その状況も異なることから、町村においては、近隣自治体や県と共同で事業を展開するなど、その実情に応じた対策が求められます。

#### （2）民間団体の役割

民間団体は、ホームレス等にとって最も身近な存在であり、ホームレス等の生活実態の把握や支援活動において重要な役割を担うことが期待されます。

また、民間団体は、行政では把握が困難な事項についても情報等を持っていることから、相互の情報交換などを通し、県や市町村が行うホームレス等の支援と連携した取組みを行うことが期待されます。

### **(3) 地域住民の役割**

地域住民は、共に地域に暮らす一員として、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、例えば、見守り、緊急時の連絡等により県、市町村等が行う自立支援に協力することなどの役割が期待されます。

## **2 計画の推進**

この計画に記載された取組みについては、県庁内の連携はもとより、県・市町村、民間団体との連携を図りながら、計画的・効果的に推進します。

### **(1) 県庁内の連携**

福祉子どもみらい局、健康医療局、産業労働局、県土整備局、教育局などの府内関係局による横断的な施策の調整や計画の推進に取り組みます。

### **(2) 県・市町村の連携**

県と市町村は、取組みに関する必要な情報の共有を図るとともに、連携して施策の実施に取り組みます。

### **(3) 公共施設管理者等との連携**

県は、道路や公園等の公共施設で生活するホームレスやその支援施策について、公共施設の管理者等に必要に応じて情報提供し、適切な支援につなげられるよう連携に努めます。

### **(4) 民間団体との連携**

自立支援施策の実施に当たっては、ホームレスの生活実態を把握し、身近な支援活動を行うなど、ホームレス問題に重要な役割を担っている民間団体との連携を強化することにより、各種施策の効果的な推進を図ります。

#### **ア 民間団体と県・市町村の情報交換の場の開催**

ホームレスの自立に向けた支援に当たっては、今後の施策の推進に資するため、ホームレスの生活実態を良く把握している民間団体との情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携した取組みを進めます。

#### **イ 無料低額宿泊所との連携**

無料低額宿泊所に対しては、利用者に対する支援状況や運営状況等の把握に基づく適切な運営の指導を行い、また、利用者のニーズに応じて、居宅生活への移行に向けた自立支援や日常生活支援を連携して取り組みます。

#### **ウ 困窮者支援法に基づく事業の委託**

ホームレス等の支援に関する困窮者支援法に基づく各種事業を民間団体に委託するなど、積極的な連携を図ります。

## **3 計画に定めた施策の評価**

実施計画の計画満了前に、関係者等の意見や生活実態調査の結果等を参考としながら、計画に定めた施策の評価を行います。また、評価結果は、公表するとともに、次の実施計画を策定する際の参考とします。

## **参考資料**

### **1 用語説明**

#### **新たな住宅セーフティネット制度**

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が2017年に改正されたことにより、始まった制度。

民間賃貸住宅や空き家を活用し、高齢者、低額所得者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録などを行っている。

登録された住宅の情報は、国の「セーフティネット住宅情報提供システム」で公開するほか、神奈川県居住支援協議会が発行している情報紙などで閲覧可能。

#### **かながわあんしん賃貸支援事業**

高齢者世帯等を受け入れることとして登録された民間賃貸住宅、不動産店に関する情報提供及び居住支援を行うことにより、高齢者世帯等の入居をサポートする事業で、登録情報は、神奈川県居住支援協議会事務局（公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会）、市町村の窓口、情報紙、協議会ホームページなどで閲覧可能。

#### **神奈川県ホームレス就業支援協議会**

2005年度に設置された県・横浜市・川崎市、その他業界団体等から構成される団体。国から委託を受け、ホームレスの就業による自立を支援するため、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習、就職支援セミナーなどを内容とするホームレス等就業支援事業を実施。

#### **住居確保給付金**

生活困窮者自立支援法に基づき、離職又は自営業の廃業により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当額（上限あり）を支給する制度。

#### **生活困窮者**

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方。

#### **生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）**

緊急一時的な宿泊場所を提供する施設。

また、困窮者支援法の下では、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊場所として、施設を設置し、又は、旅館やアパート等の一室を借り上げて供与する形で、一時生活支援事業を提供することを目的として運営されるもの。

#### **生活困窮者一時生活支援事業**

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間（原則3月以内、最大6月まで延長可）にわたり、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施する事業。

## **生活困窮者就労準備支援事業**

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間（最大1年）にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、日常生活自立、社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった就労自立に関する支援までを計画的かつ一貫して提供する。

## **生活困窮者自立支援制度**

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため生活困窮者に対して包括的な支援を行う制度。

制度の基本理念として、①生活困窮者の尊厳の保持、②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者個人の状況に応じた、包括的・早期的な支援、③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）が掲げられている。

## **生活困窮者自立支援法**

生活困窮者の自立の促進を図るため、2015年4月1日に施行された法律。生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うなど、所要の措置を講ずることとされている。

## **生活困窮者自立相談支援事業**

生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援、認定就労訓練事業の利用のあっせんを行うほか、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組む。

## **生活困窮者・ホームレス自立支援センター**

自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援することを目的とした施設である。

また、生活困窮者・困窮者支援法の下では、ホームレス特措法に基づくホームレスのみならず、生活困窮者も広く対象とした上で、生活困窮者の相談に応じ、助言等を行うとともに、個々人の状態にあった計画を作成し、就労支援など必要な支援を行う自立相談支援事業と、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所などの日常生活を営むのに必要な便宜を供与する形で、一時生活支援事業を一体的に提供することを目的として運営されるもの。

## **生活福祉資金貸付制度**

都道府県社会福祉協議会を実施主体として、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。

中間的就労（→認定生活困窮者就労訓練事業 参照）

## **認定生活困窮者就労訓練事業**

一般的な職業に就く「一般就労」をただちに目指すのが困難な方に対して、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を実施する事業。いわゆる「中間的就労」。

都道府県知事（指定都市及び中核市においては当該指定都市又は中核市の長）が、就労訓練事業を行う者の申請に基づいて事業所ごとに認定し、認定された法人が自主事業として実施する。

## **日雇労働者等技能講習事業**

日雇労働者、自立支援センター等を利用しているホームレス及び住居喪失不安定就労者に対して、技能労働者として必要な技能の習得、免許の資格等の取得を目的とした講習を実施する国の事業。

## **ホームレス自立支援施策**

ホームレス等を対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス就業支援事業及び技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業を実施している。

また、2015年4月の困窮者支援法の施行に伴い、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から実施していた各事業については、基本的に困窮者支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として実施している。

## **無料低額宿泊所**

社会福祉法に規定されている第二種社会福祉事業で「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用する事業」を行う施設をいう。

## **無料低額診療事業**

社会福祉法に基づき、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業（第二種社会福祉事業）。

## 2 関係法令

### (1) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(平成十四年八月七日法律第二百五号)

(一部改正：平成二四年六月二七日法律第四六号)

(一部改正：平成二九年六月二一日法律第六八号)

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）

第三章 財政上の措置等（第十条・第十二条）

第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条—第十四条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあづれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他的生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

## 第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
- 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

### 第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十二条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

### 第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十四条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十五条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公

共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して二十五年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成二四法四六）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九法六八）

この法律は、公布の日から施行する。





神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部生活援護課  
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-4903 (直通)